

第 9 号議案

足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 2 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年足立区条例第 1 0 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 1 区長の項を次のように改める。

1 1 削除	
--------	--

別表第 1 に次のように加える。

2 4 区長	心身障害者の医療費の助成に関する条例(昭和 4 9 年東京都条例第 2 0 号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
--------	---

別表第 2 の 2 3 区長の項を次のように改める。

2 3 削除	
--------	--

別表第 2 の 2 9 区長の項中「自立支援給付の支給に関する情報」の次に「(以下「障がい者自立支援給付情報」という。)」を加え、同表に次のように加える。

5 4 区長	心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		障がい者自立支援給付情報であって規則で定めるもの
		児童福祉法による障害児入所支援に

	る事務であって規則で定めるもの	関する情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定（同表24区長の項に係る部分に限る。）及び別表第2の改正規定（同表29区長の項及び54区長の項に係る部分に限る。）は、令和4年6月1日から施行する。

（提案理由）

個人番号を利用する事務を追加し、及び削除するとともに規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。